

様式第2号の1 (第7条関係)

屋外広告物等事前協議書 (新規)			
(あて先) 茨木市長		年 月 日	
		〒 協議者 住所 氏名	
		(法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
茨木市屋外広告物条例第11条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示(設置)の協議を申し出ます。			
① 種類	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用	<input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 工作物利用広告物 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
② 数量(総数)		③ 総面積	m <sup>2</sup>
④ 表示内容等	照明の有無： 有 ・ 無 音響の有無： 有 ・ 無		
⑤ 表示(設置)場所	茨木市	⑥ 用途地域	
⑦ 許可区域	第 種許可区域	⑧ 景観形成地区	景観形成地区
⑨ 表示(設置)場所から100m以内の非自家用広告物等禁止路線の有無及びその路線名(非自家用広告物等を表示(設置)する場合のみ)	有 ・ 無 (路線名： )		
⑩ 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで	⑪ 工事の完了予定年月日	年 月 日
⑫ 広告物等の所有者	住所 〒 氏名 電話番号		
⑬ 広告物等の占有者	住所 〒 氏名 電話番号		
⑭ 広告物等の管理者	住所 〒 氏名 電話番号		
⑮ ⑭に記載の管理者が大阪府の区域内に住所を有しない場合、その委任を受けて直接に管理を行う者	住所 〒 氏名 電話番号		

市処理欄 (記載不要)		受付印欄 (記載不要)	受付第 号
----------------	--	----------------	-------

⑯ 工事施行者 (屋外広告業者)	住所〒 氏名	屋外広告業の登録番号：第 ( ) 号 登録(更新)年月日： 年 月 日
	電話番号	
⑰ 備考		

広告物等の内訳 (別添可)

NO.	広告物等の種類・表示内容	高さ※1 (m)	表示面の縦幅 (m)	表示面の横幅 (m)	面数	表示面の面積 (㎡)	協議対象広告物等総面積※2 (㎡)	A手数料単価 (円)	B数量	A×B手数料小計 (円)	壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※7					
											壁面等番号※3	協議対象外広告物等面積※4 (㎡)	広告物等総面積※5 (㎡)	壁面等面積※6 (㎡)		
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用															
										手数料合計 (円)						

【添付書類】

- 付近見取図 配置図 現況カラー写真
- 広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造を明らかにした図面等
  - 立面図 意匠図 構造図
- 公共団体が取組費用のために掲出する広告物等の場合は、取組の内容及び資金計画を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類
- 協議者が当該協議手続を代理人に委任する場合は、委任状

(協議書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 協議する広告物等が複数になる場合は①、②、③欄は、その総数で記載し、内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 ⑥、⑦、⑧、⑨欄の記載にあたっては、市ホームページで確認してください。
- 4 ⑫、⑬、⑭、⑮欄について、法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 5 図面等で明らかにする寸法等については、次に定めるものについても明らかにしてください。
  - (1) 屋上広告物 建物の高さ、掲出位置が確認できるもの
  - (2) 壁面広告物 建物の高さ・壁面の面積、掲出位置が確認できるもの
  - (3) 突出広告物 掲出位置、敷地境界からの突出幅、地上から最下端までの距離、広告物等の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
  - (4) 地上広告物 地上から最上端までの距離が確認できるもの
  - (5) 工作物利用広告物 工作物の面の面積、掲出位置が確認できるもの
  - (6) 元茨木川緑地・歴史的景観形成地区に掲出される広告物等 色彩がマンセル値で確認できるもの
- 6 事前協議書及び添付書類は正本1部・副本1部を提出してください。
- 7 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
  - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の最上端(照明等の附属物を含む。)までの高さをいいます。
  - ※2 1基に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合は、「表示面の縦幅」、「表示面の横幅」、「面数」、「表示面の面積」についてそれぞれ記載し、1基ごとの表示面積の合計を「協議対象広告物等総面積」の欄に記載してください。
  - ※3 「壁面等番号」とは、この協議のために付番する面ごとの番号をいいます。
  - ※4 「協議対象外広告物等面積」とは、協議対象広告物等が掲出される面に掲出されるそれ以外の広告物等の合計面積をいいます。
  - ※5 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の協議対象・協議対象外の広告物等の合計面積をいいます。
  - ※6 「壁面等面積」とは、当該広告物等が掲出される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
  - ※7 「協議対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号に協議対象広告物等が複数ある場合は、いずれか1つの行に記載してください。